



昨年は大変お世話になりありがとうございました。
本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



毎年1回、健康診断を受診しましょう

事業者は労働者に対して医師による健康診断を実施しなければいけません。また、労働者も実施する健康診断を受けなければいけません。毎年実施される一般健診は、35～74歳の方は協会けんぽから助成を受けられます。

■一般健診

- 診察等 ●問診
- 身体計測 ●血圧測定
- 尿検査
- 便潜血反応検査
- 血液検査 ●心電図検査
- 胸部レントゲン検査
- 胃部レントゲン検査
- 眼底検査(医師の判断により実施)

受診対象 **35～74歳**^{*}

昭和22年4月2日～昭和63年4月1日生まれ

※令和4年度(2022年4月～2023年3月)で75歳を迎える方は、誕生日の前日までに受診を終えていただく必要があります。

自己負担額	自己負担額 最高 7,169円	協会補助額 最高 11,696円
総額 最高 18,865円		
(医師の判断により実施した場合) 眼底検査 最高79円		

協会けんぽではその他、女性は年齢によって乳がん、子宮頸がん検診の助成を2年に1回受けられます。また、40～74歳の家族の方についても生活習慣病予防のための特定健診を受診する際は、上限7,150円の助成があります。

協会けんぽから例年3月頃に健診対象者一覧が記載された案内が届きます。そちらを活用し、病院での予約が可能です。

健康診断の費用は事業主が負担することとなっております。一般健診の受診に要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましいですが、賃金は労使間の協議によって定めるべきものになります。

給与のデジタル支給解禁

令和4年10月26日に給与をデジタルマネーで支払う制度の導入を盛り込んだ労働基準法の省令改正案が了承され、省令は11月に公布し、令和5年4月に施行されます。

給与は労基法第24条で①通貨で②直接労働者に③全額を④毎月1回以上⑤一定の期日を定めて支払うと規定されています(賃金支払の五原則)。

令和5年4月からは給与のデジタル払いとして、「PayPay」「楽天ペイ」といったスマホ決済アプリ口座への支払いも可能になります。利用できる資金移動業者は、厚生労働大臣の指定を受けたものに限り、給与をデジタル払いするときには、従業員に同意を得る必要があります。

令和5年4月以降直ちに対応する必要はありませんが、今後従業員からの要望が多く寄せられるようになれば、対応を検討してもいいかもしれません。



月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率UP

令和5年4月からは、中小事業も月 60 時間超の残業の割増率が従前の25%から50%に上がります。

✿残業代の計算方法：1 時間当たりの賃金×残業時間×割増率（通常残業の場合 1.25）✿

この割増率が、残業時間が1ヶ月60時間を超えた時点から1.5で計算をします。

↓給与が月末〆の場合（1ヶ月の起算日が月初）の例です。青い数字は残業時間を表します。

日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7 5時間	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間
28 3時間	29 1時間	30 1時間	31 2時間			

↑ 法定休日労働 ↑ 月60時間を超える時間外労働 = 10 時間

◆60 時間には法定休日に行った労働時間は算入しません。

◆労働者の健康を確保するため、引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに、有給の休暇（代替休暇）の付与も可能です。

◆就業規則の見直しをしておきましょう。

さらに、月 60 時間を超える時間外労働を深夜（22:00～5:00）にする場合、深夜割増賃金率 25%＋時間外割増賃金率 50%＝75%の割増が必要です。会社の負担も大きくなりますので、労働が長くなりすぎないように注意しましょう。

「こころ彩る 徒然草」のご紹介 木村耕一 意訳

（徒然草 二一段）
見ると心がすがすがしくなりますね。

流れる水が風に当たって白く砕ける姿を
ことはありませんか。

目に見えない風の動きに心が動かされる



未来を
信じて
生きよう。

存命の喜び
日々楽しまざらんや
今生きている。
この喜びを日々楽しもう

（徒然草 九三段）